



発行所 ☎730-0012
 広島市中区上八丁堀8番10号
 建設業労働災害防止協会広島県支部
 TEL (082) 228-8250
 印刷所 広島市西区中広町3丁目11番8号
 有限会社 潮流社
 TEL (082) 232-5616

定価 44円 送料 63円 毎月1回 10日発行 会員の方は会費に「防災建設」の購読料が含まれています。 3月号

令和6年度 建設業 年度末労働災害防止強調月間

(期間:令和7年3月1日~3月31日)

建災防では、年度末の労働災害防止を目的に「建設業年度末労働災害防止強調月間」を定め、各分会において2月、3月にかけて年度末安全パトロールを実施しました。

昨年の広島県内の建設業における労働災害の発生状況は、前年同時期と比較して、休業4日以上
 の死傷災害は33人減(-9.8%)となっていますが、死亡災害は1人増の5人となっており、今年に
 入ってからも死亡災害は急増し、非常に憂慮すべき事態になっています。

このような状況から、年度末に向けて墜落・転落災害を含む三大災害の防止を安全診断重点事項
 として、パトロールを行って意見交換をしました。

【広島分会】3月4日に東区、西区、南区、中区、安芸区の5地区で、マンション新築工事、物流セ
 ンター新築工事、市民病院新築工事、県庁舎解体工事の現場を広島中央労働基準監督署、建災防分会
 役員、安全指導者、地区委員、建災防安全管理士、建災防広島県支部職員の総勢44名で特別安全パト
 ロールを実施する予定でしたが、雨天中止となりました。引き続き無事故・無災害を祈念いたします。

【呉分会】2月6日に安全指導者5名で、令和6年度安芸南部山系背戸の川溪流保全工外工事の安全パ
 トロールを実施しました。交通災害の防止(ガードマンを配置)、墜落・転落災害の防止(住民との共用
 部の転落防止)、重機災害の防止(旋回時の接触対策)を重点目標として、住民とも協議を行いつつ計画
 性をもって工事を進めていました。



(溪流保全工外工事)



(溪流保全工外工事)

【福山分会】2月17、18、21、25、27日に安全指導者18名が、管内7地区において安全パトロールを実施
 しました。土木現場は整理整頓、安全管理体制とも良好でしたが、交通災害防止対策をお願いしました。
 木造住宅工事ではヘルメット着用と墜落・転落防止、足場の崩倒壊防止、飛散防止に努めて頂くよう
 お願いしました。



(社屋新築工事)



(木造住宅工事)

目次

- ☐ 令和6年度 建設業年度末労働災害防止強調月間・・・1・2
- ☐ 広島労働局からの緊急要請・・・3
- ☐ 令和7年 死亡災害発生状況・・・4
- ☐ みんなで防ごう 熱中症・・・4
- ～早目の備えをみんなで実施～

- ☐ 建設工事一斉監督実施結果・・・5
- ☐ 令和6年度 建設工事一斉監督実施結果・・・6
- ☐ 労働災害発生状況・・・7
- ☐ 令和7年度講習計画・・・8

【三原分会】2月13日 三原地区で小学校長寿命化改修工事、主要地方道路改良工事の2現場を三原労働基準監督署、発注者、安全指導者の総勢8名で合同安全パトロールを実施しました。どの現場も管理体制等は良好であり、整理整頓も良く、墜落・転落災害、重機災害、転倒災害の防止対策の強化、足場の点検の徹底、表示・掲示の改善等をお願いしました。



(小学校改修工事)



(道路改良工事)

【尾道分会】2月17日に御調、世羅、因島地区で4現場、18日に向島、尾道地区で4現場を尾道労働基準監督署、安全指導者、視察委員の総勢24名により、合同安全パトロールを実施しました。いずれも整理整頓は良好で、墜落災害・重機災害の対策も概ね良好でしたが、更なる徹底と出入口の立入禁止や区画整理の適正化など第三者災害対策の強化等をお願いしました。



(低層住宅新築工事)



(認定こども園新築工事)

【三次分会】2月18日に三次労働基準監督署、広島県北部建設事務所、三次市、建災防の安全指導者及び会員の総勢18名で、国道375号線道路改良工事、三次小学校改築工事の合同安全パトロールを実施しました。両現場とも整理整頓が充実し、安全管理が適切に行われていました。パトロール後の講評では、地山崩壊に注意した斜面点検の強化や転倒・転落災害の防止対策の徹底、一般車両への注意喚起等をお願いしました。



(道路改良工事)



(小学校改築工事)

パトロールにご参加ご協力いただきました関係者の皆様に感謝申し上げますとともに、完成までの無事故・無災害をご祈念申し上げます。

広島労働局からの緊急要請

広島労働局労働基準部長通達

広労基発 0204 第1号
令和7年2月4日事業主団体の長 殿
労働災害防止団体の長 殿

広島労働局労働基準部長



死亡災害防止のための取組の徹底について(緊急要請)

労働安全衛生行政の推進につきましては、日頃から格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、広島労働局では、「第14次労働災害防止推進計画(令和5年度から令和9年度)」を策定し、第13次労働災害防止推進計画(平成30年度から令和4年度)期間中と比較して、死亡災害を5%以上減少させること等を目標に掲げ、各種対策を推進しているところです。

しかしながら、令和6年に18件であった死亡災害が、令和7年1月に入ってから立て続けに5件発生し、また、死亡には至らなかったものの、複数人が同時被災する一酸化炭素中毒が疑われる災害や解体中の足場が倒れて複数人が同時被災する災害が発生するなど、深刻な事態となっています。

死亡災害の概要は別添のとおりであり、事故の型別では、「墜落・転落」2件、「飛来・落下」、「交通事故」、「はさまれ・巻き込まれ」各1件、産業別では運輸交通業2件、建設業2件、商業1件となっています。

詳細はいずれも調査中ですが、同種災害の発生防止のためには、どの産業においても作業全体のリスクアセスメントの実施及びその結果を踏まえた作業方法の決定、作業開始前の現場の状況確認と危険予知活動及び具体的な対策の実施、保護具の使用徹底といった労働安全衛生に関する基本的な対策の積み重ねが重要であると考えられます。

つきましては、死亡災害が多発している状況に歯止めをかけ、同種災害の発生を防止するため、貴団体におかれましては、傘下会員様等に対する本文書の周知・職場における労働安全衛生活動の再点検呼びかけ等の御協力をいただきたく、要請いたします。

なお、各災害の詳細が判明した折には、改めて自主点検や再発防止対策の徹底をお願いすることもありますこと、お含めください。

令和7年 死亡災害発生状況

広島労働局

No.	発生月	業種	性別	年齢(十歳代)	職種	経験(年数)	事故の型	起因物	災害発生状況
1	1月	運輸交通業	男	30代	運転者	11	飛来、落下	荷姿の物	荷の積み込み作業中にトラックの荷台上でハンドリフトを引っ張っていたところ、ハンドリフト上の荷の一部が崩れ荷の下敷きとなったもの。
2	1月	運輸交通業	男	60代	運転者	10	交通事故(道路)	物トラック	トラックを運転していたところ、道路を逸れ、沿道の民家に衝突したものの。
3	1月	商業	男	20代	販売員	6	はさまれ、巻き込まれ	トラック	トラックを停車して作業を行っていたところ、動き出したトラックと民家の外壁との間にはさまれたもの。
4	1月	建設業	男	40代	足場工	3	墜落、転落	足場	中国自動車道の床版取替工事現場において、つり足場の組立作業中に当該つり足場が落下し、墜落したものの。
5	1月	建設業	男	20代	足場工	0	墜落、転落	足場	中国自動車道の床版取替工事現場において、つり足場の組立作業中に当該つり足場が落下し、墜落したものの。

みんなで防ごう 熱中症 ～早めの備えをみんなで実施！～

熱中症は、夏季に多く発生していますが、身体が暑熱順化していないそれ以外の時期でも少なからず発生しています。気候変動の影響で季節外れの高温になる等により発生リスクが高くなっています。

特に、自然災害からの復旧・復興工事や防災・減災工事に従事する各管理者及び作業員の方については、その作業環境を踏まえて、熱中症の予防に十分配慮しましょう。各管理者及び作業員への教育や必要な物品の確保など早めの準備をお願いします。建災防は、皆様の熱中症予防の取組を支援しています。

<熱中症の予防のために>

- 作業員に安全衛生教育を実施しましょう
- 緊急時の対応体制を整えましょう
- 熱中症にならないように
 - ・暑さ指数(WBGT値)を把握しましょう
 - ・把握した指数に応じた適切な対策を講じましょう
- もし熱中症が疑われたら
 - 初期症状を把握して対処し、判断に困ったら早めに救急機関に搬送しましょう

建設業労働災害防止協会広島県支部は、自然災害に関する復旧・復興、防災・減災などの工事に携わる建設事業者に対して安全衛生活動を「無料」で支援しています。この事業では、現場パトロールや安全衛生教育、安全衛生情報の提供等を行っています。

また、本部ホームページには、自主的安全衛生活動に御利用いただける資料を掲載しています。是非御活用ください。



お問合せは自然災害関連工事広島安全衛生支援センター
建設業労働災害防止協会 広島県支部 (電話082(228)8250) まで



建設工事一斉監督実施結果

(実施期間：令和6年12月1日から令和7年1月15日)

広島労働局

工事別 対象現場数等	災害復旧工事									左記以外									合計		
	土木工事			建築工事			その他 (設備工事等)			土木工事			建築工事			その他 (設備工事等)					
監督実施現場数	7			1			0			14			98			6			126		
何らかの違反が 認められた現場数	2(28.6%)			0(0.0%)			0			6(42.9%)			58(64.6%)			1(65.0%)			67(53.2%)		
違反事業場数	元請	下請	合計	元請	下請	合計	元請	下請	合計	元請	下請	合計	元請	下請	合計	元請	下請	合計	元請	下請	合計
	2	2	4	0	0	0	0	0	0	6	5	11	57	100	157	1	4	5	66	111	177
(違反率)	28.6%			0.0%						42.9%			58.2%			16.7%			52.4%		

主な事項別の違反状況（違反事業場数）

工事別 違反内容	災害復旧工事									左記以外									合計		
	土木工事			建築工事			その他 (設備工事等)			土木工事			建築工事			その他 (設備工事等)			元請	下請	合計
	元請	下請	合計	元請	下請	合計	元請	下請	合計	元請	下請	合計	元請	下請	合計	元請	下請	合計			
元請・注文者の責務、統括管理等	1		1							6		6	43		40	1		1	51		51
足場・通路・作業床等（墜落防止措置）	2	2	4							1	4	5	26	56	82		3	4	29	65	94
車両系建設機械		1	1											5	5			1		6	6
クレーン等													2	5	7	1	2		3	7	10
作業主任者											1	1		10	10		1			12	12
就業制限																	1			1	1
特別教育、雇入時教育等																					
感電防止																					
粉じん、有機溶剤等労働衛生関係											1		1	1	22				1	2	3
その他（安衛法）													7	41	48		1		7	42	49

令和6年度 建設工事一斉監督実施結果

(実施期間：令和6年12月1日～7年1月15日)

広島労働局

違反状況等（条文）			違反件数
元方事業者・注文者の措置義務違反			96
安衛法29条	1項	元方事業者の講ずべき措置等	42
安衛則635条	1項	[安 30- -1]協議組織の設置及び運営	7
安衛則638条の3	1項	[安 30-1 -5]計画の作成	3
安衛則639条	1項	[安 30-1 -6]クレーン等の運転の合図の統一	1
安衛則646条		[安 31-1 -]型わく支保工についての措置	4
安衛則653条	1項	[安 31-1 -]物品揚卸口等についての措置	6
安衛則654条		[安 31-1 -]架設通路についての措置	3
安衛則655条	1項	[安 31-1 -]足場についての措置	14
安衛則655条	1項	[安 31-1 -]丸太・鋼管足場の壁つなぎ	5
安衛則655条	1項	[安 31-1 -]足場の作業床	8
安衛則655条	2項	[安 31-1 -]足場についての措置	3
作業主任者違反			14
安衛則18条		[安14- -]作業主任者の氏名等の周知	11
安衛則517条の13		[安14- -]木造建築物等の組立て等作業主任者の職務	1
安衛則566条		[安14- -]足場作業主任者の職務	1
特化則28条		[安14- -]特化作業主任者の職務	1
クレーン等による災害防止対策違反			11
クレーン則66条の2	1項	[安20- -1]作業の方法等の決定等	3
クレーン則71条	1項	[安20- -1]運転の合図	2
クレーン則74条	1項	[安20- -1]立入禁止	3
クレーン則148条		[安20- -1]使用の制限（エレベーター）	1
安衛令13条	3項17号	[安42- -]規格又は構造を具備すべき機械（エレベーター）	1
安衛令20条	16号	[安61- 1-]就業制限（玉掛）	1
建設機械等による災害防止対策違反			9
安衛則155条	1項	[安20- -1]作業計画（車両系建設機械）	3
安衛則160条	1項	[安20- -1]運転位置から離れる場合の措置	1
安衛則194条の9	1項	[安20- -1]作業計画（高所作業車）	3
安衛則194条の22	1項	[安20- -1]墜落制止用器具の使用（高所作業車）	1
安衛令13条	3項	[安42- -1]規格又は構造を具備すべき機械（建設機械）	1
墜落・飛来崩壊等、足場等関係違反			99
安衛則519条	1項	[安21- 2-]囲い等の設置	11
安衛則519条	2項	[安21- 2-]囲い等の設置が困難なときの措置	3
安衛則521条	1項	[安21- 2-]要求性能墜落制止用器具の取付設備	2
安衛則526条	1項	[安21- 2-]昇降するための設備	6
安衛則540条	1項	[安23- -]通路	5
安衛則544条		[安23- -]作業場の床面	4
安衛則552条	1項	[安20- -1]架設通路	5
安衛則562条	1項	[安20- -1]最大積載荷重（足場）	4
安衛則562条	3項	[安20- -1]最大積載荷重（足場）	7
安衛則563条	1項	[安20- -1]作業床（足場）	31
安衛則563条	5項	[安20- -1]作業床（足場の墜落防止設備の原状復帰）	1
安衛則564条	1項	[安20- -1]足場の組立て等の作業	4
安衛則567条	1項	[安20- -1]点検（足場）	4
安衛則567条	2項	[安20- -1]点検（悪天候等後（足場））	2
安衛則567条	3項	[安20- -1]点検（記録（足場））	3
安衛則570条	1項	[安20- -1]鋼管足場	7
機械等による危険防止対策違反			11
安衛則240条	1項	[安20- -1]（型わく支保工の組立図）	1
安衛則242条		[安20- -1]（型わく支保工の措置）	7
安衛則245条		[安20- -1]（型わく支保工の組立て等の作業）	3
爆発・火災等、電気による危険防止対策等違反			3
安衛則263条		[安20- -2]ガス等の容器の取扱	1
安衛則331条		[安20- -3]溶接棒等のホルダー	1
安衛則352条		[安20- -3]電気機械器具の使用前点検	1
その他の安全衛生関係違反			24
安衛則28条		[安20- -1]安全装置の有効保持	4
安衛則86条		[安88- 1-]計画の届出	16
安衛則358条		[安21- 2-]地山の点検	1
特化則38条の21	5項	[安22- -2]金属アーク溶接の呼吸用保護具	1
粉じん則27条	1項	[安22-1-2]呼吸用保護具の使用	2

令和5年・令和6年 建設業における事故の型別労働災害発生状況 (労働者死傷病報告による)

広島労働局 (令和7年1月末)

事故の 型別	墜落 転落	転倒	激突	飛来 落下	崩壊 倒壊	激突 され	はさまれ 巻き込まれ	切れ こすれ	踏み 抜き	高温・低 温の物と の接触	有害物 質との 接触	爆発 火災	感電	交通 事故	動作の 反動	その他	合計
令和 5年	(2)			(2)													(4)
	106	33	24	39	15	23	34	21	1	4	2	1	2	17	20	2	344
令和 6年	(1)			(1)						(1)			(2)				(5)
	97	40	18	29	9	7	39	22	7	4	2		7	16	24	4	315

() 内は、死亡で内数

令和5年・令和6年 全産業・建設業・署別労働災害発生状況 (労働者死傷病報告による)

広島労働局 (令和7年1月末)

署別	全 産 業							建 設 業								
	令和5年			令和6年			増減数	令和5年			令和6年			対前年 増減数	対前年 増減率 (%)	建設業 /全産業 (%)
	死亡	休業	死傷計	死亡	休業	死傷計		死亡	休業	死傷計	死亡	休業	死傷計			
広島中央	4	1,367	1,371	3	1,133	1,136	-1371	1	99	100	1	90	91	-9	-9.0	8.0
呉	2	389	391	2	248	250	-391	1	26	27	2	16	18	-9	-33.3	7.2
福 山	3	828	831	7	734	741	-831		71	71	1	78	79	8	11.3	10.7
三 原	5	276	281	1	237	238	-281	1	17	18	1	18	19	1	5.6	8.0
尾 道	3	273	276		202	202	-276		15	15		18	18	3	20.0	8.9
三 次	1	244	245		230	230	-245		21	21		32	32	11	52.4	13.9
広 島 北	5	568	573	1	407	408	-573		59	59		31	31	-28	-47.5	7.6
廿 日 市	1	393	394	2	351	353	-394	1	32	33		27	27	-6	-18.2	7.6
合 計	24	4,338	4,362	16	3,542	3,558	-4,362	4	340	344	5	310	315	-29	-8.4	8.9

令和6年・令和7年 建設業における事故の型別労働災害発生状況 (労働者死傷病報告による)

広島労働局 (令和7年1月末)

事故の 型別	墜落 転落	転倒	激突	飛来 落下	崩壊 倒壊	激突 され	はさまれ 巻き込まれ	切れ こすれ	踏み 抜き	高温・低 温の物と の接触	有害物 質との 接触	爆発 火災	感電	交通 事故	動作の 反動	その他	合計
令和 6年	6	1					4								1		12
令和 7年	4					1	3	1									9

() 内は、死亡で内数

令和6年・令和7年 全産業・建設業・署別労働災害発生状況 (労働者死傷病報告による)

広島労働局 (令和7年1月末)

署別	全 産 業							建 設 業								
	令和6年			令和6年			増減数	令和6年			令和7年			対前年 増減数	対前年 増減率 (%)	建設業 /全産業 (%)
	死亡	休業	死傷計	死亡	休業	死傷計		死亡	休業	死傷計	死亡	休業	死傷計			
広島中央		23	23	1	28	29	6		1	1		2	2	1	100.0	6.9
呉		7	7		8	8	1					1	1	1	—	—
福 山	1	21	22		26	26	4		4	4				-4		
三 原		21	21		10	10	-11		2	2		1	1	-1	-50.0	10.0
尾 道		6	6		11	11	5		1	1		2	2	1	—	—
三 次		15	15		4	4	-11					1	1	1	—	—
広 島 北		8	8	1	8	9	1		1	1		1	1			11.1
廿 日 市		8	8		9	9	1		3	3		1	1	-2	-66.7	11.1
合 計	1	109	110	2	104	106	-4		12	12		9	9	-3	-25.0	8.5

令和7年度講習計画 (令和7年4月～6月末までの計画)

講習名		実施場所	受付分会	開催日		
				4月	5月	6月
技能講習	足場の組立て等作業主任者	広島市	県支部	15～16		
		福山市	福山分会		26～27	
		尾道市	尾道分会			26～27
	型枠支保工の組立て等作業主任者	福山市	福山分会		15～16	
	地山の掘削及び土止め支保工作業主任者	広島市	県支部			10～12
		三次市	三次分会	8～10		
	建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者	広島市	県支部		29～30	
特別教育・ 準じた教育	コンクリート造の工作物の解体等作業主任者	広島市	県支部		19～20	
	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者	広島市	県支部		9・10・12	
	足場の組立て等特別教育	広島市	県支部	17		5
		福山市	福山分会		13	
	自由研削と石取替え等業務	福山市	福山分会			17
	石綿取扱い作業従事者特別教育	福山市	福山分会			5
	フルハーネス型安全帯使用作業特別教育	広島市	県支部	21		
能力向上・安全衛生教育等		福山市	福山分会		22	
		三次市	三次分会			10
	現場管理者統括管理	福山市	福山分会			4
	足場の組立て等作業主任者能力向上(定期)教育	広島市	県支部		28	
		福山市	福山分会			25
	施工管理者のための足場点検実務者研修	広島市	県支部		28	
		福山市	福山分会			23
	職長・安全衛生責任者教育	広島市	広島分会		22～23	
		呉市	呉分会			18～19
		福山市	福山分会		8～9	
		尾道市	尾道分会			9～10
		三次市	三次分会			24～25
	職長・安全衛生責任者能力向上教育	広島市	県支部		23	
		福山市	福山分会			12
	建設業における熱中症予防指導員・管理者研修	広島市	県支部			3
		福山市	福山分会			6
建設工事に従事する労働者のための教育「建設従事者教育」(6時間)		県支部		※要請により、随時実施		

※受付状況等の詳細につきましては、支部及び各分会にお問い合わせください。

なお、定数に満たない場合は中止、または、延期する場合があります。



令和7年度登録講習計画 (令和7年6月～8月末までの計画)

建築物石綿含有建材調査者講習(一般)	実施場所	受付	6月	7月	8月
	広島市	県支部	16～17	17～18	4～5

※「建築物石綿含有建材調査者講習」の申込みの受付開始日は開催日の2ヶ月前の当日です。

(但し、土・日・祝日の場合は翌営業日とします。)

詳細は建災防広島県支部のホームページにてご確認ください。

<https://www.jcsha-hiroshima.jp/>

建災防広島県支部(082)228-8250

広島県支部各分会

広島分会(082)228-8252

呉分会(0823)22-6886

福山分会(084)924-4320

三原分会(0848)63-9920

尾道分会(0848)22-8918

三次分会(0824)62-4391

廿日市分会(0829)31-0196